

		<p>第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 平成27年第5号</p> <p>2 専決処分日 平成27年3月31日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 土地に係る税の負担調整措置の特例を3年間延長</p> <p>宅地等の負担調整措置の特例を平成29年度まで延長し、土地税額の急激な上昇を抑えるようにします。</p>	
議案 第35号	専決処分の報告について (清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	<p>去る3月31日に公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)の施行に伴い、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成27年清瀬市条例第16号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 平成27年第6号</p> <p>2 専決処分日 平成27年3月31日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減世帯の軽減判定所得を引き上げます(5割軽減判定所得=24万5千円→26万円、2割軽減判定所得=45万円→47万円)。</p>	継続審査
議案 第36号	清瀬市監査委員の選任について	<p>市議会議員から選出する清瀬市監査委員の任期が満了を迎えたため、地方自治法第196条第1項の規定により、新たに市長が清瀬市監査委員を選任する必要があることから、選任にあたって同条同項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	5月21日 同意